

令和6年太子町公告第7号

太子町役場庁舎大規模改修工事に係る一般競争入札を太子町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札要綱（平成29年太子町要綱第47号。以下「要綱」という。）に基づき下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び太子町財務規則（平成元年太子町規則第1号）第114条の規定に基づき公告します。

令和6年4月16日

太子町長 田中 祐二

記

事後審査型条件付一般競争入札実施要領

- 1 工事名称
太子町役場庁舎大規模改修工事
- 2 工事場所
南河内郡太子町大字山田88番地
- 3 工 期
太子町議会議決日の翌日～令和7年3月25日
- 4 工事種類
改修工事及び付帯工事 一式
- 5 工事概要
 - (1) 構造・階数 鉄筋コンクリート造 地上4階 1棟
 - (2) 敷地面積 10,620㎡
 - (3) 延床面積 延床面積 5,382.46㎡
 - (4) 工事内容 ○建築改修工事
イベント広場防水、舗装工事
外壁タイル改修工事
外部塗装改修工事
建具周りシーリング工事
外構工事
- 6 予定価格
108,312,600円（税込）
- 7 最低制限価格
92,526,500円（税込）
- 8 入札回数
1回

9 入札保証金

なし

10 契約保証金

契約金額の10/100以上。但し、太子町財務規則第134条の規定に基づき免除するものを除く。

11 支払条件

(1) 前払い 有り。太子町公共工事等の前金払に関する規則（平成30年太子町規則第6号）に該当する場合に限る。

契約金額の40%以内の額。

(2) 中間前払い 有り。

(3) 部分払い 無し。

12 契約不適合責任期間

1年とする。

13 主な保険等

以下に掲げる全ての保険に加入すること。

(1) 労働者災害補償保険

(2) 建設工事保険（請負代金額かつ「工期+1か月」で加入）

(3) 第三者に対する損害賠償保険（1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上）

(4) 建設業退職金共済

14 入札参加資格

本工事の入札参加資格は次に掲げる全ての要件を満たす単独企業（以下「企業」という。）とする。

①建設業法（昭和24法律第100号）における建築工事業の許可を有している者であること。

②公告の前日において、太子町入札参加有資格者名簿「令和5・令和6年度太子町建設工事登録業者一覧表」に希望業種「建築一式」で登載されている者であること。

③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないものであること。

④会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

⑤公告の日から入札を執行する日までの間のいずれの日においても、太子町建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑥建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の結果通知書で、令和6年4月1日現在における最新の建築一式工事の総合評定値（P点）が1,000点以上であり、以下の社会保険に加入していること。ただし、社会保険について各法令で適用が除外されている者を除く。

ア) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険

- イ) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険
- ウ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険
- ⑦本件工事に係る設計業務の受託者と資本的もしくは人事面において関連を有するものでないこと。
- ⑧平成20年度以降に元請として、日本国内で竣工し、引渡しが完了している平成21年国土交通省告示第15号別表二第四号及び第十二号第1類及び第2類に該当する公共施設（改修工事5,000万円以上）の請負工事の施工実績を有するもの。ただし共同企業体の構成員として施工した実績については出資比率が20%以上の構成員としてのものに限る。
- ⑨本工事の施工期間中、次に掲げる要件を全て満たす技術者を専任で配置できること。この場合において、当該技術者は、入札に参加を希望する企業との雇用関係がある者とする。
 - ア) 建築工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
 - イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条に規定する一級建築士の免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される一級の建築施工管理の技術検定に合格したものであること。
 - ウ) 上記⑧と同様の工事において、現場代理人又は専任の技術者（主任技術者又は監理技術者）として従事した経験を有していること。（但し、工事の途中で変更になっている場合は、経験として認めない。）

15 入札の無効

前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本町により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

16 入札参加資格確認申請及び資格の確認等

入札に参加を希望する企業は、別に配布する「事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」及びその他必要な書類（以下「申請書等」という。）を入札書と同時に提出し、開札後、落札候補者となった場合について、入札参加資格の確認を受けなければならない。

17 申請書等及び設計図書の交付

申請書等及び設計図書については、ホームページよりダウンロードすること。

18 設計図書に関する質疑

設計図書に関する質疑がある場合は、書面により下記の方法で受付する。また、質疑書には回答を受ける窓口担当の部署、氏名、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等を併記するものとする。

●質疑受付方法：窓口での手渡し、郵便等、ファクシミリ、メール（本文ではなく添付書類とすること）

（1）受付期間

公告の日から令和6年4月24日（水）までの土曜日、日曜日を除く日
午前9時から午後5時まで ※郵便等の場合は上記必着とする。

(2) 送付先

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
太子町 政策総務部 総務財政課
TEL:0721-98-0300 FAX:0721-98-4514
Meil:soumu@town.taishi.osaka.jp

(3) 質疑に関する回答は、令和6年4月26日(金)午後5時までに、全内容をホームページに掲載します。

19 入札書等の提出

入札に参加を希望する企業は、下記の書類をホームページよりダウンロードして作成し、一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。(※持参不可)

- ・入札書
- ・工事費内訳書
- ・事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式1-①号)

(1) 入札書等の提出先

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地
太子町 政策総務部 総務財政課 TEL:0721-98-0300

※要綱第9条及び太子町が指定する封筒(郵送用封筒例)を確認すること。

(2) 提出期限

令和6年5月7日(火)午後5時まで【必着】

(3) 提出された証拠書類については、返却しない。

20 開札

日時:令和6年5月8日(水)午前10時

場所:庁舎3階 第2会議室

21 落札候補者の決定及び開札の傍聴

(1) 開札は公告で指定した日時及び場所において行う。開札の傍聴を希望する場合は、太子町建設工事等入札傍聴要綱に基づき、開札日の午前9時30分から午前9時50分までに開札場所で申し込みを行うこと。なお、傍聴は申込み先着順とし、入札(開札)日につき定員(10名)になり次第締め切る。なお、傍聴は原則1業者につき1名までとし、「太子町建設工事等入札傍聴要綱」を熟読の上、申し込みをすること。

(2) 開札後に提出された書類等の審査の結果、入札参加資格が有りと認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

(3) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、くじにより落札候補者を決定する。

22 事後審査

落札候補者に対して、本町から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。

(1) 提出日時 令和6年5月9日(木)午後3時まで

(2) 提出場所 太子町 政策総務部 総務財政課(太子町役場 3階)

(3) 提出書類

- ア 事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書（様式第2号）
- イ 配置予定技術者等調書
- ウ 配置予定技術者（監理技術者又は主任技術者）の資格者証の写し（ただし、監理技術者については、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。）
- エ 配置予定技術者等を直接雇用していることが確認可能なもの
- オ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類（契約書・仕様書・設計図書・CORINS工事カルテの写し等。）
- カ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し
- キ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

23 落札者の決定

- (1) 落札候補者について、開札後に16及び22（3）の証拠書類に基づく事後審査を行い、入札参加資格を確認した結果、適格者を落札者として決定する。
なお、落札候補者は、本町からの連絡にすぐに対応できるように待機しておくこと。ただし、確認の結果不適格の場合は、その者のした入札を無効とし、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は次順位者を新たな落札候補者とし、これを繰り返すものとする。

24 落札後の提出書類

- (1) 落札者は、以下の書類を速やかに提出すること。なお、各書類には所在地、商号又は名称、代表者氏名又は受任者氏名を明記し、社印及び代表者印又は受任者印を必ず押印すること。
 - ア 提出場所 太子町 政策総務部 総務財政課（太子町役場 3階）
 - イ 提出書類
 - (ア) 財務諸表（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）株主総会で議決承認を受けた最新のもの。
 - (イ) 営業の沿革最新のもの。
 - (ウ) 工事経歴書過去2年間の建築一式工事の実績で完成済みのものを10件程度、官公庁等が発注した工事を中心に記入すること。
- (2) 前記の書類は町議会用資料の基礎となるので、内容について十分精査したうえで提出すること。

25 契約の締結

本町議会の議決を経るまでは仮契約とし、議決後に本契約としての効力が生ずるものとする。

26 その他注意事項

- (1) 上記の条件は全て公告日現在のものとする。
- (2) 入札参加者は、この「公告」のほか「事後審査型条件付一般競争入札の心得」、「事後審査型条件付一般競争入札の注意事項」を熟読し内容を遵守するとともに、契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札を行なうこと。

27 問い合わせ先

南河内郡太子町大字山田88番地

太子町 政策総務部 総務財政課（太子町役場 3階）

電話 0721-98-0300（直通）

FAX 0721-98-4514（代）

Meil soumu@town.taishi.osaka.jp